

平成 25 年 7 月 11 日

新潟市医師会理事
荻 莊 則 幸

新潟市整形外科の救急医療

新潟市急患診療センターでは、一次救急の診療を内科、小児科が平日は午後 7 時より翌日の午前 7 時まで、土曜日は午後 2 時から翌日の午前 9 時まで、日・祝日、年末年始は午前 9 時より翌日の午前 9 時まで、行っています。外科は、土曜日の午後 3 時より午後 10 時まで、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、脳外科は、日・祝日、年末年始の午前 9 時から午後 6 時まで診察を行っています。産婦人科は入院もある関係で、在宅当番制で土曜日の午後 2 時から午後 6 時まで行っています。

我々整形外科は、開業医が中心となり、大学病院、また市中病院の先生方の御協力も得ながら、平日は午後 7 時から午後 10 時まで、土曜日は午後 10 時から翌日の午前 9 時まで、日・祝日、年末年始は午前 9 時から午後 10 時まで診療を行っています。さらに平成 24 年 4 月からは整形外科、開業医の有志が整形外科診療の空白を埋めるべく土曜日の午後 3 時より午後 10 時まで各々の医院にて当番制で一次救急を行っています。その他、西蒲原地区では、内科、小児科が平日、土曜日に午後 7 時から午後 10 時まで、日・祝日、年末年始は午前 9 時から午後 10 時まで診療しています。

二次救急は、内科は 15 病院、小児科は 8 病院、産婦人科は 3 病院、外科は 10 病院、整形外科は 9 病院で実施しています。ここで一次救急と二次救急の実施時間を比べてみます。

内科、小児科では平日と土曜日は一次救急が始まるそれぞれの 2 時間前から開始しています。外科は一次救急が土曜日のみ診療していますが、それに対応する二次病院はなく、日・祝日、年末年始の午前 9 時から翌日の午前 9 時まで二次救急が実施されています。つまり、必ずしも二次救急の前段階に一次救急が実施されている訳ではありません。

整形外科では、平日は一次救急と二次救急は午後 7 時から午後 10 時までと一致しています。しかし午後 10 時以降も一次救急の患者さんは発生しています。これらの患者さんにどう対応しているかが問題です。急患診療センターに患者さんから電話で問い合わせが来た場合は、『**消防局に伺ってみてください**』と伝えています。消防局は、午後 10 時までの二次救急病院に午後 10 時以降も病院当直として整形外科医が残っている場合、病状によりその病院を教えることがあり得ます。しかし必ずしも全ての整形外科の二次病院で午後 10 時以降も整形外科医がいるとは限りません。土曜日は不思議です。二次救急病院は午前 9 時から正午までの 3 時間が正式の当番です。正午以降の患者さんは、午後 3 時から始まる急患診療センターの外科の診療を受けるか、また平成 24 年 4 月より始まった在宅での整形外科医の診療を受けるかどちらかです。

しかし、土曜日の正午から日曜日の午前 9 時までには整形外科の二次救急病院

は正式にはありません。二次救急が必要な場合、午前だけの当番であった二次救急病院に整形外科医がいる場合、診てもらえる可能性があります。日・祝日は整形外科の一次も二次も同じ時間帯の午前9時から午後10時まで診療しています。しかし平日と同様、午後10時以降の患者さんはどこへ行くのでしょうか？やはり消防局への問い合わせで、午後10時までの当番病院を紹介することがあります。新潟市民病院は、科によっては二次と三次救急医療、両方を担っています。整形外科はウォークインの患者が多数来院することと、三次救急に専念してもらうため、本年度から三次救急のみをお願いしています。新潟大学医歯学総合病院は、小児科、産婦人科は二次と三次救急両方、整形外科は三次救急を担っています。ここまでくると各科の事情、特殊性により、一次、二次三次が複雑な体制になっていることが分かります。

現在の急患診療センターに移転して、5年目を迎えています。平成24年度は67,678人の患者さんが来院し、そのうち整形外科は9,398人の患者さんを診療しています。整形外科の二次救急病院は正式な時間帯では1,125人、それ以降の時間帯で1,186人を引き受けています。急患診療センターの土曜日の午後10時から翌日の午前9時までの一次救急でも夜間に平成24年度は、655人が来院しました。土曜の午後3時から午後10時までの有志による在宅一次救急は、平成24年度は1,152人が受診しました。尚、「救急医療対策の整備事業」(昭和52年医発第692号)による時間外加算の運用は、一年ごとに市医師会の理事会で検討後、新潟市救急医療対策会議に諮問することになりました。

今後の新潟市における救急医療体制については、一次と二次の連携が大きな課題となっています。理想の体制としては、次のように考えられます。実現可能かどうかは、これからの検討課題です。

- ① 平日、日・祝日の午後10時以降も新潟市急患診療センターにおいて一次救急を実施する。

※余談ですが、柔道整復師を急患診療センターへ配置させよとの意見があります。関東地方では、実際に柔道整復師の当番制もあるとの事です。柔道整復師は卒業生が増加しているため、様々な働く場を求めています。

- ② 平日、日・祝日の午後10時以降も二次救急病院を正式な整形外科輪番制とする。
- ③ 土曜日の正午から翌日の午前9時まで二次救急病院を正式な整形外科輪番制とする。
- ④ ②、③に伴う、病院群輪番制、二次救急医療に対する各病院の運営費の補助の増額を申請する(病院に対する補助金)。※救急医療対策整備事業
- ⑤ ②、③に伴う、救急医療に従事する医師手当の経費補助の増額を申請する(個々の医師に対する補助金)。

※救急勤務医支援事業(他に新潟県、新潟市の単独補助金がある)